

第5次上尾市総合計画 後期基本計画 【概要版】

[基本構想]平成 23～32 年度 [後期基本計画]平成 28～32 年度

～笑顔きらめく“ほっと”なまち あげお～

計画の趣旨・構成・期間

計画の趣旨

総合計画は、地方自治体におけるまちづくりの総合的指針です。第5次上尾市総合計画は、行政経営計画としてだけでなく、市民・事業者・行政が共有する協働によるまちづくりの行動計画として策定し、厳しい社会・経済環境の中でも、より多くの笑顔を生み出すことができるよう活用していきます。

計画の構成

第5次上尾市総合計画は、基本構想・基本計画・実施計画によって構成します。

基本構想

基本構想は、本市のまちづくりの基本的な理念と目指す姿、方向性の大筋を示すもので、平成 23 年度を初年度とし、平成 32 年度を最終年度とする 10 か年構想です。

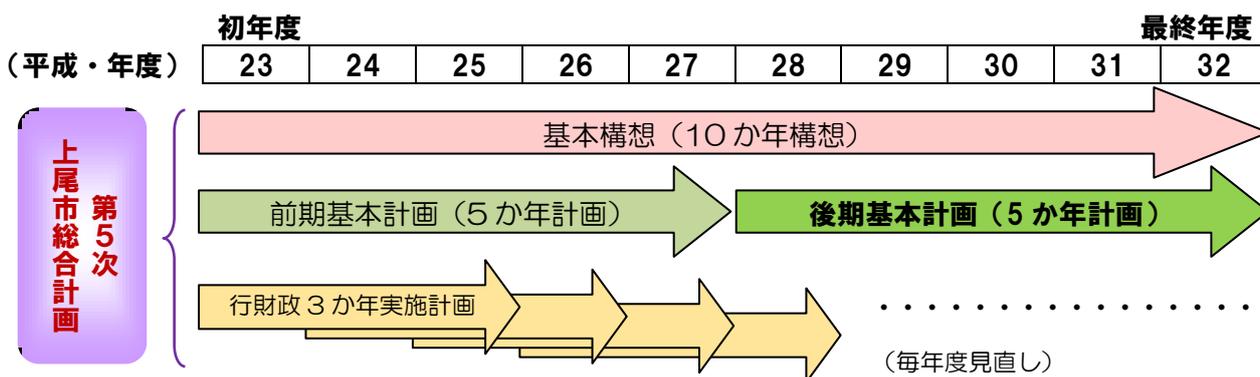
基本計画

基本計画は、基本構想に沿って市民・事業者・行政が進めるまちづくりの施策、行動内容を具体的、体系的に示すもので、基本構想期間の 10 年間で前期と後期に分けた 5 か年計画です。

実施計画

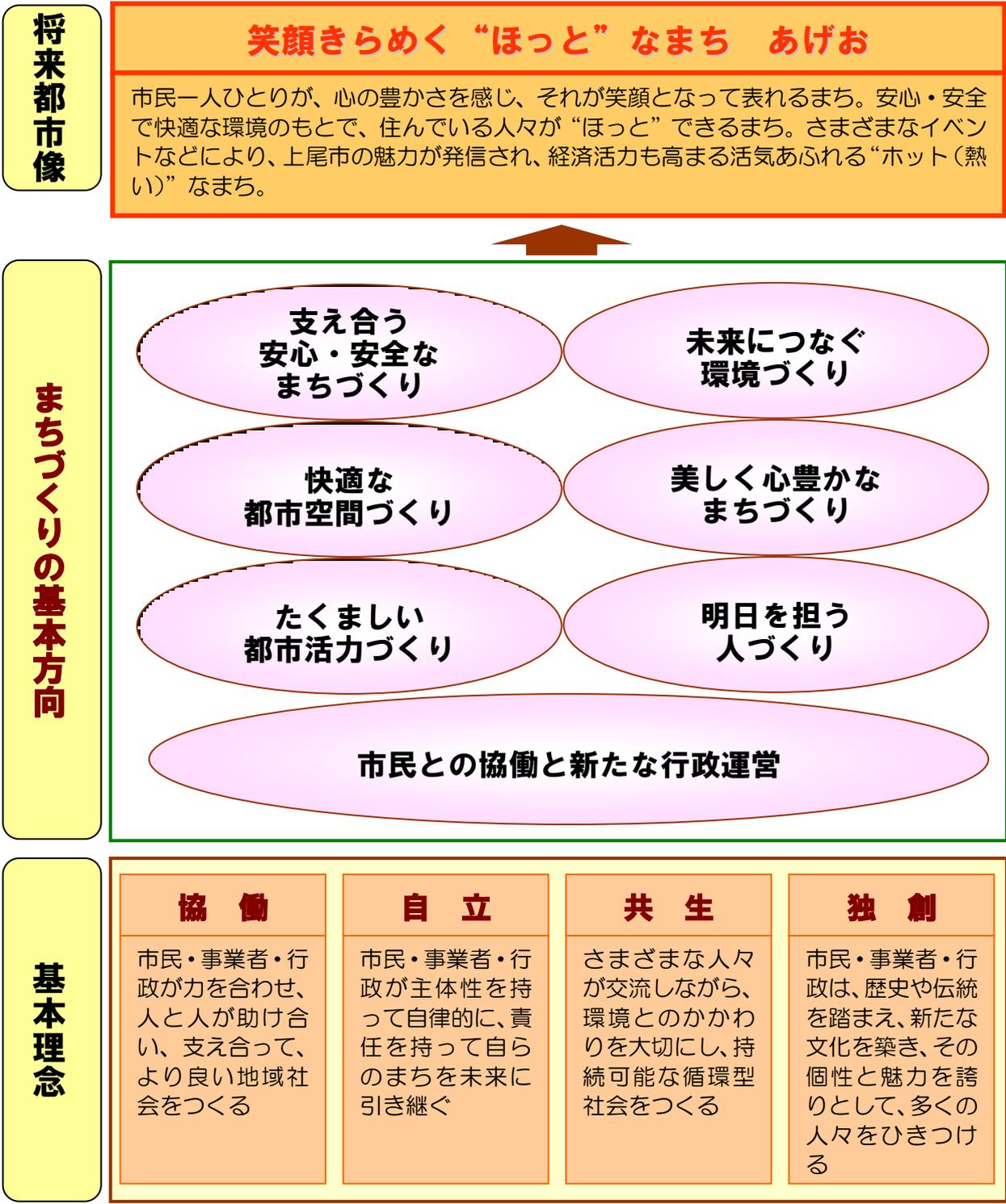
実施計画は、基本計画に掲げた施策のうち、本市が行う具体的事業の内容に財政状況を勘案して示すもので、計画期間を 3 か年とし、毎年度見直ししながら向こう 3 か年の計画を、「行財政 3 か年実施計画」として定めています。

計画の期間



基本構想

基本構想では、本市の基本的課題を解決しながら、将来の目指す姿を実現するため、まちづくりの基本理念に沿って進める共通のまちづくりの基本方向を、次のように定めています。



総合的に取り組む重点テーマ

少子高齢化の進行に伴って厳しい行政経営環境が見込まれる中、将来都市像に掲げた『笑顔きらめく”ほっと”なまち あげお』の実現に向けて、今後、限られた行政経営資源を有効的に活用していく必要があります。そこで、後期基本計画では、基本構想で示した7つのまちづくりの基本方向を推進していく中で、将来の人口推計や基本的課題を踏まえ、特に少子高齢化の進行及びそれに伴う人口減少を意識して、今後5年間で重点的に取り組んでいくべきテーマを「重点テーマ」として設定しました。

後期基本計画における重点テーマの位置付けは下図のとおりです。基本構想で示されている7つのまちづくりの基本方向とは別に4つの重点テーマを設定し、7つのまちづくりの基本方向にある40の施策を横断的にカバーします。後期基本計画では40の施策の推進に当たり、それぞれの施策の方針に加え、重点テーマの趣旨も踏まえて取り組むこととします。

〈まちづくりの重点テーマの位置付け〉



後期基本計画

まちづくりの基本方向ごとの施策内容

まちづくりの基本方向ごとに、施策の中項目・施策の小項目を整理し、施策の小項目において施策内容を示しています。

1 支え合う安心・安全なまちづくり

| 施策の中項目 | 施策の小項目 | 施策の小項目 |
|--------------------|-----------------------|--|
| 1-1 人権の尊重 | 1-1-1 人権・男女共同参画・平和 | 1) 人権啓発・人権教育の推進 2) 男女共同参画の推進 3) DV※に対する相談体制・意識啓発の充実 4) 平和への取組 |
| 1-2 社会保障の充実 | 1-2-1 生活福祉 | 1) 地域福祉を推進するための体制づくり 2) 経済的に困窮する市民への自立支援 |
| | 1-2-2 高齢者福祉 | 1) 高齢者福祉の充実 2) 介護保険事業の推進 |
| | 1-2-3 障害者福祉 | 1) 障害者の地域生活支援の充実 2) 障害児の療育支援の充実 |
| | 1-2-4 健康 | 1) 健康寿命の延伸 2) こころの健康づくりの推進 3) 感染症対策の推進 4) 地域医療提供体制の確保 |
| 1-3 暮らしの安心・安全確保 | 1-3-1 交通安全 | 1) 交通安全施設等の整備 2) 交通安全意識の普及 |
| | 1-3-2 防災・危機管理 | 1) 防災体制の整備 2) 市民の防災力の向上 3) 既存建築物耐震化の促進 |
| | 1-3-3 消防 | 1) 消防施設・装備等の整備 2) 消防・救急体制の強化 3) 火災予防対策の推進 |
| | 1-3-4 防犯 | 1) 防犯活動の推進 2) 空家等対策の推進 |
| | 1-3-5 消費生活 | 1) 相談体制の充実 2) 情報提供・意識啓発の推進 |

※DV:ドメスティック・バイオレンスの略。夫婦や恋人など親密な間柄で行われる暴力行為のことで、身体的暴力、心理的暴力、性的暴力、経済的暴力、社会的暴力などを指す。

後期基本計画

2

未来につなぐ環境づくり

| 施策の中項目 | 施策の小項目 | 施策の小項目 |
|------------------------------|------------------------|---|
| 2-1 持続可能な 循環型社会 の形成 | 2-1-1 環境保全 | 1) 環境配慮活動の促進 2) 地球温暖化対策の促進 3) 自然環境の保全・活用 |
| | 2-1-2 廃棄物・リサ イクル | 1) ごみの減量・分別の促進 2) ごみ再資源化の促進 3) 安定したごみ処理体制の確保 |
| | 2-1-3 生活環境 | 1) 環境汚染等の防止 2) 快適な生活環境の維持 |
| 2-2 良好な水循環・水環境の 形成 | 2-2-1 上水道 | 1) 安全な水道水の供給 2) 強靱な水道の構築 3) 持続可能な水道サービスの運営 |
| | 2-2-2 下水道 | 1) 公共下水道の整備 2) 公共下水道の利用促進 |
| | 2-2-3 河川 | 1) 河川の整備 2) 都市下水路の整備 3) 雨水の保全対策 |

3

快適な都市空間づくり

| 施策の中項目 | 施策の小項目 | 施策の小項目 |
|--------------------|---------------|--|
| 3-1 都市基盤の 整備 | 3-1-1 土地利用 | 1) 市街地整備事業の推進 2) 土地利用の集約化・適正化 |
| | 3-1-2 住環境 | 1) 市民参加の街づくり 2) 建築物の適正な維持・管理 |
| 3-2 交通環境の 充実 | 3-2-1 交通 | 1) 公共交通体系の充実 2) 「自転車のまちづくり」の推進 |
| | 3-2-2 道路 | 1) 国・県道の整備促進 2) 都市計画道路の整備 3) 生活道路の整備 4) 快適な道路環境の維持・管理 |

後期基本計画

4

美しく心豊かなまちづくり

| 施策の中項目 | 施策の小項目 | 施策の小項目 |
|---------------------|------------------------|--|
| 4-1 緑の保全・創出 | 4-1-1 みどり | 1)身近な緑づくり 2)地区の拠点となる緑づくり 3)その他の緑づくり 4)緑を守り育てる仕組みづくり |
| | 4-2 地域文化の継承と創造 | 1)文化芸術振興施策の活性化 2)文化・芸術活動の支援 |
| 4-3 生涯学習・スポーツの振興 | 4-2-1 文化・芸術 | 1)文化財・歴史資料の保存・継承 2)文化財・歴史資料の活用 |
| | 4-2-2 文化財 | 1)生涯学習情報の収集・提供 2)生涯学習活動の機会の提供 3)生涯学習推進の体制づくり 4)生涯学習活動の成果の活用 5)図書館サービスの充実 |
| 4-3-1 生涯学習 | 4-3-1 生涯学習 | 1)生涯学習情報の収集・提供 2)生涯学習活動の機会の提供 3)生涯学習推進の体制づくり 4)生涯学習活動の成果の活用 5)図書館サービスの充実 |
| | 4-3-2 スポーツ・レクリエーション | 1)スポーツ施設の整備・充実 2)スポーツ・レクリエーション事業の充実 3)スポーツ指導者の育成 4)スポーツ・レクリエーション活動の支援 |

5

たくましい都市活力づくり

| 施策の中項目 | 施策の小項目 | 施策の小項目 |
|----------------|-------------------|--|
| 5-1 地域産業の振興 | 5-1-1 農業 | 1)農業経営の向上 2)遊休農地の有効活用 3)地産地消の推進 4)農業生産基盤の確立 |
| | 5-1-2 商業 | 1)商業者への支援 2)商業の活性化 |
| | 5-1-3 工業 | 1)工業者への支援 |
| | 5-1-4 観光 | 1)観光情報の充実 2)広域的な観光連携 3)観光資源の活用 |
| 5-2 労働環境の充実 | 5-2-1 勤労者・就労支援 | 1)勤労者福祉の向上 2)就労支援の充実 |

後期基本計画

6

明日を担う人づくり

| 施策の中項目 | 施策の小項目 | 施策の小項目 |
|--------------------|---------------|---|
| 6-1 児童福祉の 充実 | 6-1-1 子育て | 1) 出産・子育て支援の充実 2) 多様な保育サービスの充実 3) 子育て家庭の生活の安定 4) 地域における子育て力の強化 |
| | 6-2-1 教育環境 | 1) 教職員の資質・能力の向上 2) 学校経営の改善・充実 3) 学校安全の推進 4) 就学支援等の充実 |
| 6-2 学校教育の 充実 | 6-2-2 教育活動 | 1) 確かな学力と自立する力の育成 2) 豊かな心・健やかな体の育成 3) 特別支援教育※の推進 4) 食育の充実 |
| | 6-3-1 青少年 | 1) 育成団体への支援と育成体制の充実 2) 非行防止活動の推進 3) 子ども・若者の自立支援 |
| 6-3 青少年の育 成 | | |

7

市民との協働と新たな行政運営

| 施策の中項目 | 施策の小項目 | 施策の小項目 |
|-----------------------|----------------------------|--|
| 7-1 市民参加と 協働の推進 | 7-1-1 市民活動・コ ミュニティ支援 | 1) 市民活動への支援と協働の推進 2) コミュニティ活動への支援 |
| | 7-1-2 交流 | 1) 国際交流・多文化共生への支援 2) 国内交流の推進 3) 大学等との連携の推進 |
| | 7-1-3 情報共有 | 1) 広報活動の充実 2) 広聴※活動の充実 3) 情報公開の推進 |
| 7-2 新たな行財 政運営 | 7-2-1 行政経営 | 1) 経営的な行政運営 2) 適正な組織運営 3) 市民サービスの向上 4) シティセールスの推進 |
| | 7-2-2 財政運営 | 1) 健全な財政運営 2) 歳入の確保 |
| | 7-2-3 公共施設 | 1) 公共施設マネジメント計画の進捗管理 2) 公共建築物の適正な維持管理 |

※特別支援教育: 障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、当時児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う教育。

※広聴: 住民の行政に対する意見、要望などを聴くこと。

後期基本計画

計画推進に向けて

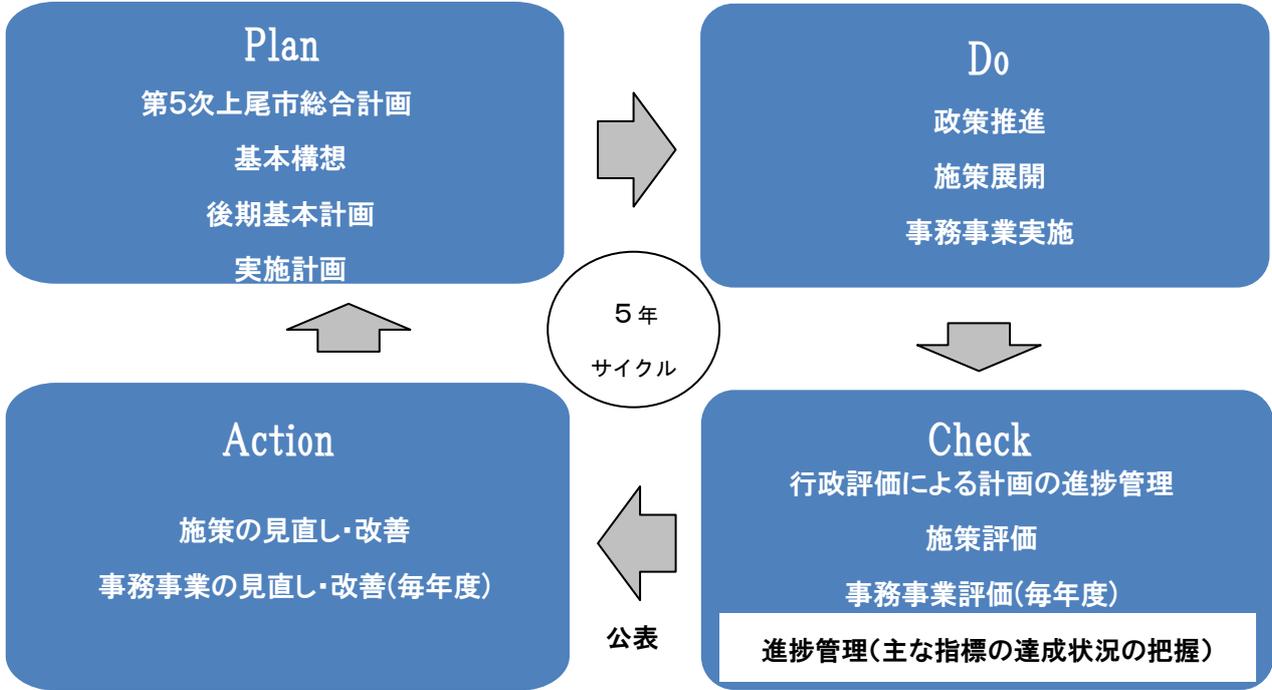
総合計画の推進に当たっては、市民への説明責任が果たせるよう計画の進捗状況を明らかにしていく必要があります。

本計画では施策の小項目内にその取組の進捗を測る主な指標を設定し、これを基に施策評価を行って進捗管理を行います。

進捗管理に当たっては、継続的な仕組みである計画策定(Plan)→実行(Do)→検証(Check)→改善(Action)のPDCAサイクルを活用します。

PDCAサイクルの総合計画の進捗管理

概念図



第5次上尾市総合計画 後期基本計画 【概要版】

平成28年3月

発行：上尾市行政経営部行政経営課 〒362-8501 埼玉県上尾市本町三丁目1番1号

TEL:048-775-3963(直通) FAX:048-776-8873 E-mail:s50700@city.ageo.lg.jp

<http://www.city.ageo.lg.jp>